

支給スルアリ之ハ定款シ受ケタルモノトシテ年々週ニテ欠勤三十日以  
 上ニ及ブ者トアリヌカ之範圍ニ於テ勤続被勵ト異所方トアリヌ  
 ケレモ一四カラ見スルト永年勤続者ニ支給シ定款外ハ各年一  
 シ週ニテ三十日以上欠勤ナキ者ハ当然加給スルモノト思フ而シテ  
 中途退場者ニ支給シテ下ニ基タ不合理ナルト存スルニテ認明……  
 ……ノ要員附托ト爲ル

要員氏名

(佐)	中	佐	隆
(長)	三	白	七
(巻)	坂	上	七
(巻)	高	森	一
(平)	能	木	七

第八節 疎果

(一) 已往疎果申請解決促進ニ付スル件

(佐)	栗	田	隆	九	郎
(佐)	萩	保	弘	忍	

(二) 合

(佐)	野	訓	勝	一	郎
-----	---	---	---	---	---

(三) 合

(佐)	大	社	一
-----	---	---	---

(四) 海軍労働組合聯盟會仲立尚難獲得ノ件

(平)	丸	井	母	男
(平)	丸	井	母	男

(五) 昇給ニ付スル件

丸	井	母	男
---	---	---	---